

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(法第三条第一項の条例で定める要件)

第三条 法第三条第一項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- 二 施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- 三 子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- 四 別表第一に掲げる基準に適合すること。

（平二四条例三四・全改、平二六条例六八・一部改正）

(法第三条第三項の条例で定める要件)

第四条 法第三条第三項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 連携施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

三 別表第一に掲げる基準に適合すること。

(平二四条例三四・追加、平二六条例六八・一部改正)

(法第十三条第一項に基づき定める基準)

第五条 法第十三条第一項に基づき定める基準は、別表第二に掲げるとおりとする。

(平二六条例六八・追加)

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二四条例三四・旧第四条繰下・一部改正、平二六条例六八・旧第五条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平二八条例五三・旧附則・一部改正)

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員資格に関する特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表第一第一号イの規定により認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、同表第二号イ、ロ及びニの規定にかかわらず、同表第一号イ及びロの規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第一項に規定する免許状をいう。以下同じ。）又は保育士（児童福祉法第十八条の四に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とするができる。

(平二八条例五三・追加)

- 3 別表第一第二号イ及びニ(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者、小学校教諭の普通免許状(教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び第七項において同じ。)をもって代えることができる。

(平二八条例五三・追加、令五条例一八・一部改正)

- 4 別表第一第二号ロの規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を有する者(同号ニの規定により保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状を有する者とする場合は、当該保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状を有する者。次項及び第七項において同じ。)については、当分の間、小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八条例五三・追加、令五条例一八・一部改正)

- 5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表第一第二号イの規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者並びに同号ロの規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該認める者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八条例五三・追加)

- 6 別表第一第二号イの規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確

保しなければならない。

(令五条例一八・追加)

7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、別表第一第一号イ及びロの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	別表第一第二号イ及びニ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状を有する者、 小学校教諭の普通免許状を有する者 又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	別表第一第二号ロの規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を有する者	小学校教諭の普通免許状を有する者 又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	別表第一第二号イの規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者並びに同号ロの規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第六項	別表第一第二号イの規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

(平二八条例五三・追加、令五条例一八・旧第六項線下・一部改正)

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表第二第二号ハ本文の規定により幼保連携型認定こども園に置かなければならない園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。別表第一第二号ロを除き、以下同じ。）に直接従事する職員（以下この項、第十項及び第十三項において「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、別表第二第二号ハの表備考第一号の規定にかかわらず、同号ハの規定により幼保連携型認定こども園に置かなければならない職員のうち一人は、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とする事ができる。

(平二八条例五三・追加、令五条例一八・旧第七項線下・一部改正)

- 9 別表第二第二号ハの表備考第一号に規定する者については、当分の間、小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下この項及び第十三項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八条例五三・追加、令五条例一八・旧第八項線下・一部改正)

- 10 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表第二第二号ハの表備考第一号に規定する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該認める者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八条例五三・追加、令五条例一八・旧第九項線下)

- 11 別表第二第二号ハの表備考第一号に規定する者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する看護師等をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(令五条例一八・追加)

- 12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(令五条例一八・追加)

- 13 前四項の規定により別表第二第二号ハの表備考第一号に規定する者を小学校教諭の普通免許状を有する者若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭の普通免許状を有する者、養護教諭の普通免許状を有する者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同号ハの規定により幼保連携型認定こども園に置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

(平二八条例五三・追加、令五条例一八・旧第十項線下・一部改正)

別表第一（第三条、第四条関係）

（平一九条例七四・平二四条例三四・一部改正、平二六条例六八・旧別表・一部改正、平二八条例五三・令五条例一八・一部改正）

一 職員配置

イ 認定こども園には、次の(1)から(4)までに掲げる子どもの区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める基準により算定した数（当該算定した数に一未満の端数を生じたときは、これを一に切り上げる。）を合計した数以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。

- (1) 満一歳未満の子ども 当該子ども三人につき一人
- (2) 満一歳以上満三歳未満の子ども 当該子ども六人につき一人
- (3) 満三歳以上満四歳未満の子ども 当該子ども二十人につき一人
- (4) 満四歳以上の子ども 当該子ども三十人につき一人

ロ イの規定により認定こども園に置かれる教育及び保育に従事する職員の数は、常時二人を下回ってはならない。

ハ 満三歳以上の子どものうち、教育時間相当利用児（一日に幼稚園と同程度の時間利用する子どもをいう。以下同じ。）並びに教育及び保育時間相当利用児（一日に保育所と同程度の時間利用する子どもをいう。以下同じ。）については、満三歳以上の教育時間相当利用児が認定こども園を利用する時間に相当する時間につき、学級を編制するとともに、当該学級を少なくとも一人の職員（常勤かつ専任のものに限る。次号ハにおいて同じ。）に担任させなければならない。この場合において、一学級の子どもの数は、三十五人以下としなければならない。

二 職員資格

イ 満三歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。

ロ 満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者でなければならない。

ハ ロの規定にかかわらず、前号ハの規定により学級を担任する職員（以下「学級担任」という。）は、幼稚園の教員の免許状を有する者とすることができる。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、規則で定めるところにより、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを学級担任とすることができる。

ニ ロの規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者とするすることができる。ただし、

幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、規則で定めるところにより、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる。

ホ 第七号イの規定により置かれる認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能が総合的に発揮されるために必要な管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

三 施設設備

イ 連携施設にあつては、規則で定める場合を除き、幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。

ロ 認定こども園の園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積以上とする。ただし、既存施設（法第四条第一項の申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。以下この表において同じ。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、ニ本文の基準（満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、ニ本文及びリの基準）を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに当該学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

ハ 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

ニ ハの保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上でなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに係る面積の算定については、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、その園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他

の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)がロ本文の基準を満たすときは、この限りでない。

ホ ハの屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準の全てを満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、(1)の基準を満たすときにあつては、(2)の基準を満たすことを要せず、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、(2)の基準を満たすときにあつては、(1)の基準を満たすことを要しない。

- (1) 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。
- (2) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積に、満二歳以上満三歳未満の子どもについて(1)の基準により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以上	八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

ヘ 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件の全てを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) ホの基準により算定した屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

ト 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、規則で定めるところにより、当該認定こども園以外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園には、子どもの健康状態等に応じた食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

チ 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、ハの規定にかかわらず、調理室を

設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園には、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

リ 認定こども園において満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、ハに規定する施設のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満二歳未満の子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。

四 教育及び保育の内容

認定こども園においては、教育及び保育が一体として提供されなければならないことから、規則で定める事項に留意して、教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

五 保育者の資質向上等

認定こども園においては、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修の計画を作成し、これを実施しなければならない。

六 子育て支援

認定こども園における子育て支援事業については、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することその他の規則で定める事項に留意して、実施しなければならない。

七 管理運営等

イ 認定こども園には、認定こども園の長を置かなければならない。

ロ イの規定により置かれる認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

ハ 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を標準とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

ニ 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

ホ 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、積極的に情報を公開しなければならない。

ヘ 認定こども園は、児童福祉及び家庭環境の観点から特別な配慮が必要な子どもの

- 利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、このような子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- ト 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。
- チ 認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度へ加入する等補償の体制を整えなければならない。
- リ 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。
- ヌ 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いてりに規定する所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。
- ル 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図らなければならない。
- ヲ 既存施設が法第四条第一項の申請をする場合においては、現に当該既存施設に在籍している子どもの保護者に対し、認定こども園の認定を受けた場合の教育、保育等について十分に説明し、及び理解を得るよう努めなければならない。
- ワ 保護者からの苦情に適切に対処するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- カ 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該認定こども園が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

備考

- 一 この表において「幼稚園型認定こども園」とは、次のいずれかに該当する施設をいう。
- イ 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園
- ロ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - (2) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- 二 この表において「保育所型認定こども園」とは、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。
- 三 この表において「地方裁量型認定こども園」とは、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

別表第二（第五条関係）

（平二六条例六八・追加、平二八条例五三・令二条例二九・令四条例一六・令五条例一八・一部改正）

一 学級の編製の基準

- イ 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。
- ロ 一学級の園児数は、三十五人以下としなければならない。
- ハ 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

二 職員の数等

- イ 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。
- ロ 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- ハ 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	六人につき一人
四 満一歳未満の園児	三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄に掲げる園児の区分ごとに同表の下欄の園児数に応じ定める数（当該算定した数に一未満の端数を生じたときは、これを一に切り上げる。）を合算した数とする。
- 三 この表の一の項及び二の項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

ニ 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十一号イにおいて読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十二条の二（後段を除く。第四号ハにおいて同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

ホ 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

三 園舎及び園庭

イ 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を設けなければならない。

ロ 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。

ハ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は、一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十一号イにおいて読み替えて準用する

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは、保育室等を二階に、ロただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であつて、第十一号イにおいて読み替えて準用する同令第三十二条第八号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

ニ ハただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

ホ 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

へ 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。

(1) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに当該学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

(2) 満三歳未満の園児数に応じ、次号への規定により算定した面積

ト 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

(イ) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以上	八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

(ロ) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

四 園舎に備えるべき設備

イ 園舎には、次に掲げる設備 ((2)に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。) を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

ロ 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。

ハ 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十一号イにおいて読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、イの規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園には、園児の健康状態等に応じた食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

ニ 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、イの規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園には、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

ホ 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

ヘ 次の(1)から(3)までに掲げる設備の面積は、当該(1)から(3)までに定める面積以上とする。

- (1) 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- (2) ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
- (3) 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

ト イに掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- (1) 放送聴取設備
- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

五 園具及び教具

イ 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

ロ イの園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。

六 教育及び保育を行う期間及び時間

イ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な一日当たりの時間（以下「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、一日につき八時間を標準とすること。

ロ イ(3)の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

七 子育て支援事業の内容

幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

八 表示

幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該幼保連携型認定こども園が幼保連携型認定こども園である旨の表示をしなければならない。

九 管理運営等

イ 幼保連携型認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、積極的に情報を公開しなければならない。

ロ 幼保連携型認定こども園は、児童福祉及び家庭環境の観点から特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行う

とともに、このような子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

ハ 幼保連携型認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度へ加入する等補償の体制を整えなければならない。

ニ 既存施設（法第十六条の規定による届出又は法第十七条第二項の申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。）を幼保連携型認定こども園とする場合においては、現に当該既存施設に在籍している子どもの保護者に対し、幼保連携型認定こども園となった場合の教育、保育等について十分に説明し、及び理解を得るよう努めなければならない。

十 学校教育法施行規則の準用

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

十一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の見出し及び同条第二項	最低基準	設備運営基準
第四条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例で定める基準（以下「設備運営基準」という。）
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）
第五条第二項及び	児童の	園児の

第十一条第五項		
第七条の二第一項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第九条の見出し	入所した者	園児
第九条並びに第十一条第二項及び第三項	入所している者	園児
第九条	又は入所	又は入園
第九条の二	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第九条の三第一項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに
第十一条第一項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第八条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例別表第二第十一号ロにおいて読み替えて準用する第八条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第十四条の二	利用者	園児
第十四条の三第一項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第三十二条第八号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第三十二条第八号イ	耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。） 又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をい	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物

	い、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	
第三十二条第八号ロ	施設又は設備	設備
第三十二条第八号ハ	施設及び設備	設備
第三十二条第八号ヘ	乳幼児	園児
第三十二条の二	第十一条第一項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例別表第二第十一号イにおいて読み替えて準用する第十一条第一項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第三十六条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第一項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第二項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」

とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

十二 幼稚園設置基準の準用

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

十三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十一号）第六条及び第十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条例第六条第二項中「入所している者」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児」と読み替えるものとする。

附 則（平成一九年条例第七四号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一九年一二月二六日）

附 則（平成二四年条例第三四号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第六八号）

改正 令和五年三月二四日条例第一九号

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年間は、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（以下

「新条例」という。)別表第一第一号イ及びロの規定にかかわらず、施行日前に一部改正法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第五項の規定による公示がされた施設であって施行日以後引き続き認定こども園(一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園(同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。))を除く。)をいう。)であるものの職員配置については、なお従前の例によることができる。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

3 施行日から起算して五年間は、新条例別表第二第二号ハの規定にかかわらず、一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園(以下「みなし幼保連携型認定こども園」という。)の職員配置については、なお従前の例によることができる。

4 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、新条例別表第二第三号から第五号までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

5 施行日から起算して十年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての新条例別表第二第二号ハの規定の適用については、同号ハの表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(令五条例一九・一部改正)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

6 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第二第三号ハ及びト並びに第四号への規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表第二第三号ハ	第十一号イにおいて読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える
----------	---	---

<p>別表第二第三号 ト</p>	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>(イ) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="486 526 885 1254"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	二学級以下	三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積	三学級以上	八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積	<p>(1) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="941 526 1340 1254"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	二学級以下	三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積	三学級以上	八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積
学級数	面積													
二学級以下	三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積													
三学級以上	八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積													
学級数	面積													
二学級以下	三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積													
三学級以上	八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積													
<p>別表第二第四号 へ</p>	<p>(1) 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>(1) 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>												

7 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第二第三号ハ、ヘ及びトの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表第二第三号ハ	第十一号イにおいて読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準						
別表第二第三号ヘ	<p>(1) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="488 976 895 1485"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 976 627 1032">学級数</th> <th data-bbox="627 976 895 1032">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 1032 627 1149">一学級以下</td> <td data-bbox="627 1032 895 1149">百八十平方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1149 627 1485">二学級以上</td> <td data-bbox="627 1149 895 1485">百平方メートルに当該学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	一学級以下	百八十平方メートル	二学級以上	百平方メートルに当該学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積	(1) 満三歳以上の園児数に応じ、次号への規定により算定した面積
学級数	面積							
一学級以下	百八十平方メートル							
二学級以上	百平方メートルに当該学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積							
別表第二第三号ト	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>(イ) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="488 1877 895 2040"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 1877 627 1933">学級数</th> <th data-bbox="627 1877 895 1933">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 1933 627 2040">二学級以下</td> <td data-bbox="627 1933 895 2040">三十平方メートルに当該学級数から</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	二学級以下	三十平方メートルに当該学級数から	(1) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積		
学級数	面積							
二学級以下	三十平方メートルに当該学級数から							

		一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
	三学級以上	八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積
	(ロ) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積	

8 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（新条例別表第二第三号ト(1)の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同号ホの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

附 則（平成二八年条例第五三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第二九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年条例第一六号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年条例第一八号）

（施行期日）

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 認定こども園において、第二条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例別表第一第七号ヌに規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号ヌに規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同号リに規定する子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

附 則（令和五年条例第一九号）

この条例は、公布の日から施行する。